

湖西市事後審査型制限付一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設業関連業務委託（以下「業務」という。）について、事後審査型制限付一般競争入札を実施するための手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、事後審査型制限付一般競争入札とは、入札後に、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う制限付一般競争入札をいうものとする。

(対象工事)

第3条 事後審査型制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が130万円以上の一般競争入札に付すもの（以下「対象工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事であって、湖西市建設業者等選定委員会要綱（昭和59年湖西市告示第71号。以下「選定委員会要綱」という。）で定める湖西市建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）

（選定委員会要綱第2条の対象とならない工事にあっては、市長）が認める場合は、事後審査型制限付一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する工事の種類（以下「工種」という。）において、業者数の確保が困難である工事
- (2) 特殊な工法又は技術を必要とする工事
- (3) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事後審査型制限付一般競争入札に付することが適当でない工事

(対象業務)

第4条 事後審査型制限付一般競争入札の対象となる業務は、予定価格が50万円以上の一般競争入札に付すもの（以下「対象業務」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業務であって、選定委員会（選定委員会要綱第2条の対象とならない業務にあっては、市長）が認める場合は、事後審査型制限付一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 入札参加者数の確保が困難である業務

- (2) 前各号に掲げるもののほか、事後審査型制限付一般競争入札に付することが
適当でない業務

(入札に参加する者に必要な資格)

第5条 事後審査型制限付一般競争入札で行う対象工事の入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事の工種について、湖西市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間内にある者でないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間内にある者でないこと。
- (5) 対象工事に建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象工事に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

2 事後審査型制限付一般競争入札で行う対象業務の入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象業務の業種について、湖西市における建設業関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間内にある者でないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、対象業務に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

(入札公告)

第6条 事後審査型制限付一般競争入札の公告は、地方自治法施行令第167条の6及び湖西市契約規則（昭和57年規則第16号）第9条の規定に基づき公告しなければならない。

(設計書等の閲覧、貸出し及び配布)

第7条 設計書、仕様書、図面、工事費内訳書等（以下「設計書等」という。）は、

入札公告後から、入札執行課において貸出し又は閲覧に供する（電子入札にあっては、入札情報サービスにより配布する）ものとする。

- 2 前項の規定により貸出し又は閲覧に供する（電子入札にあっては、入札情報サービスにより配布する）期間は、公告の日から入札期日の前日までとする。
- 3 設計書等の貸出しは1日を限度とし、貸出し日翌日の午前10時までに返却するものとする。ただし、返却日が湖西市の休日を定める条例（平成2年湖西市条例第12号）に規定された休日（以下「休日」という。）に該当するときは、その翌日とする。

（現場説明会）

第8条 現場説明会は、入札執行課が必要と認めた場合に限り、行うものとする。

- 2 現場説明会を行うときは、発注担当課は次に掲げる事項に配慮して行うものとする。
 - (1) 入札参加希望者が互いに対面することがないように個別に行うこと。
 - (2) 現場説明会において、他の入札参加希望者の名称及び業者数等を漏らさないこと。

（入札参加申請書の提出）

第9条 事後審査型制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める申請期日（以下「申請期日」という。）までに、次に掲げる書類を公告した契約番号1件ごとに、入札執行課へ持参（電子入札にあっては電送）により提出しなければならない。ただし、電子入札の場合で、やむを得ない理由により書面での入札を行う場合は、申請期日までに紙入札方式参加申請書（湖西市電子入札運用基準の様式3）を提出し承認を得ることとする。

- (1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（建設工事）（様式第1号）又は事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（業務委託）（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（入札執行通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、入札期日の5日前までに郵送又は電送により入札執行通知を送付する。

（落札候補者の決定）

第11条 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象とし

て、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（総合評価落札方式の場合にあっては、最高の評価値）をもって入札をした者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札執行課は、落札候補者を決定したときは、郵送又は電送により通知する。

（入札参加資格審査資料の提出）

第12条 市長は、落札候補者に対し、次に掲げる書類について、入札後に提出を要求することとする。

- (1) 配置予定技術者に関する調書（建設工事）（様式第3号）又は配置予定技術者に関する調書（業務委託）（様式第4号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に提出しなければならない。

（入札参加資格審査資料の審査）

第13条 入札執行課は、落札候補者が第5条に規定する入札参加資格を満たしているか審査するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、前条に掲げる書類の提出があった日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に審査するものとする。
- 3 第1項の審査の結果、落札候補者が第5条に規定する入札参加資格を満たしていない場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次順位者を落札候補者とする。この場合において、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は、次順位者以降の落札候補者について準用する。

（落札者の決定）

第14条 入札執行課は、前条に規定する審査の結果、入札参加資格を満たしていると確認できた落札候補者を落札者と決定し、入札参加者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、湖西市低入札取扱要領（平成14年湖西市告示第142号）第3条の規定により定める調査基準価格を設けた場合において、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格未満のときは、入札参加資格を満たすことが確認された場合であっても落札者とせず、湖西市低入札取扱要領に定めるところにより落札者を決定するものとする。
- 3 入札執行課は、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合においては、当該落札候補者に対し理由を付してその旨を通知する。

(入札の無効)

第15条 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格者に必要な資格のない者及び虚偽の入札参加申請をした者の入札
- (2) 入札心得に示した条件等に違反した者の入札
- (3) 入札参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において指名停止期間中である者その他の入札参加資格のない者のした入札

(入札の延期)

第16条 次の各号のいずれかに該当した場合は、対象工事又は対象業務に係る入札執行を延期するものとする。

- (1) 設計書等の内容に不備又は誤りがあったとき。
- (2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、湖西市公正入札調査委員会において入札の延期を決定したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札の延期は、入札執行課より入札参加者に対し、電話により通知するものとする。

3 第1項第1号に該当する工事で、入札執行課及び発注担当課双方協議の上、入札執行日までに適正な見積りを行うことができると判断したときには延期しないものとする。

(入札の中止)

第17条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事に係る入札執行を中止するものとする。

- (1) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、湖西市公正入札調査委員会において入札の中止を決定したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札の中止は、入札執行課より入札参加者に対し、電話により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（建設工事）

年 月 日

（宛先）湖西市長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

⑨

電 話 番 号

公告のあった下記工事に係る事後審査型制限付一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がないこと及び添付書類の記載内容について、事実相違ないことを誓約します。

記

契 約 番 号

案 件 名

添 付 書 類

様式第2号（第9条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（業務委託）

年 月 日

（宛先）湖西市長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

⑨

電 話 番 号

公告のあった下記業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がないこと及び添付書類の記載内容について、事実相違ないことを誓約します。

記

契 約 番 号

案 件 名

添 付 書 類

配置予定技術者に関する調書（建設工事）

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

⑩

契 約 番 号			
配置予定工事名			
氏 名			
現 住 所			
経 験 年 数			
工 事 経 験	工 事 名		
	工事箇所		
	発 注 者		
	契約金額		
	工 期		
	工事概要		
主任技術者	(資 格) 建設業法第7条第2号に該当 イ 3年又は5年以上の実務経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 ロ 10年以上の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 ※該当するものに○を付してください	(資 格) 建設業法第7条第2号に該当 イ 3年又は5年以上の実務経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 ロ 10年以上の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 ※該当するものに○を付してください	
監理技術者	指定建設業監理技術者証交付番号 No. _____	指定建設業監理技術者証交付番号 No. _____	
雇 用 関 係	下記のいずれかの写し ①健康保険被保険者証 ②住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票 ③監理技術者資格証	下記のいずれかの写し ①健康保険被保険者証 ②住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票 ③監理技術者資格証	

1. 営業所の専任技術者を配置予定者とする場合は、非専任主任技術者のみ可能とします。
2. 実務経験は、必要年数分の工事経歴（発注者名・工事名）を添付してください。
3. 法令に関する免許については、免許を証明する書面の写しを添付してください。
4. 工事経験については、当該工事と同規模程度のものを優先して記入してください。
5. すでに、現場代理人又は専任監理技術者等で届出済みの者は選定できません。

配置予定技術者に関する調書（業務委託）

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

契約番号				
配置予定委託名				
区分	業務代理人	主任技術者	管理技術者	照査技術者
氏名				
現住所				
最終学歴				
取得している免許・資格				
経験年数				
同種業務の実績	件名			
	履行場所			
	発注者			
	契約金額			
	履行期間			
	業務概要			

1. 取得している免許・資格については、証明する書面の写しを添付してください。
2. この調書には、当該委託に必要な区分について記入してください。
3. 同種業務の実績については、当該委託と同規模程度のものを優先して記入してください。